

別 紙

第 1 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2 - 2 「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例</b></p> <p>第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</p> <p><b>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 試験研究費の額</p> <p>第 2 款 中小企業者</p> <p>第 3 款 その他</p> <p>第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係</p> <p>第 42 条の 5 《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 7 《<u>事業基盤強化設備等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額 <u>の特別控除</u>》関係</p> <p>第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額 の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 10 《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別 償却又は法人税額の特別控除》関係</p>	<p><b>第 1 章 中小企業者等の法人税率の特例</b></p> <p>第 42 条の 3 の 2 《中小企業者等の法人税率の特例》関係</p> <p><b>第 1 章の 2 特別税額控除及び減価償却の特例</b></p> <p>第 42 条の 4 《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 1 款 試験研究費の額</p> <p>第 2 款 中小企業者</p> <p>第 3 款 その他</p> <p>第 42 条の 5～第 48 条 《共通事項》関係</p> <p>第 42 条の 5 《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 7 《<u>事業基盤強化設備</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額 <u>の特別控除</u>》関係</p> <p>第 42 条の 9 《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額 の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 10 《沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別 償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第 42 条の 11 《<u>情報基盤強化設備等</u>を取得した場合の特別償却又は法人税額 <u>の特別控除</u>》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 42 条の 11 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</p> <p>第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 43 条の 2 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第 44 条 《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第 44 条の 2 《集積区域における集積産業用資産の特別償却》関係</p> <p>第 44 条の 3 《事業革新設備等の特別償却》関係</p> <p>第 44 条の 5 《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》関係</p> <p>第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第 46 条 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》関係</p> <p>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 46 条の 2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>第 46 条の 3 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却》関係</p> <p>第 46 条の 4 《事業所内託児施設等の割増償却》関係</p> <p>第 47 条 《高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却》関係</p> <p>第 47 条の 2 《特定再開発建築物等の割増償却》関係</p>	<p><u>特別控除》関係</u></p> <p>第 42 条の 12 《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係</p> <p>第 43 条 《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 43 条の 2 《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第 44 条 《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第 44 条の 2 《集積区域における集積産業用資産の特別償却》関係</p> <p>第 44 条の 3 《事業革新設備等の特別償却》関係</p> <p><u>第 44 条の 4 《特定電気通信設備等の特別償却》関係</u></p> <p><u>第 44 条の 6 《資源再生化設備等の特別償却》関係</u></p> <p><u>第 44 条の 7 《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》関係</u></p> <p>第 45 条 《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第 45 条の 2 《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第 46 条 《経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却》関係</p> <p>第 1 款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第 2 款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第 46 条の 2 《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>第 46 条の 3 《支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却》関係</p> <p>第 46 条の 4 《事業所内託児施設等の割増償却》関係</p> <p>第 47 条 《優良賃貸住宅の割増償却》関係</p> <p>第 47 条の 2 《特定再開発建築物等の割増償却》関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係            第 52 条（植林費の損金算入の特例）関係            第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p>	<p>第 48 条（倉庫用建物等の割増償却）関係            第 52 条（植林費の損金算入の特例）関係            第 52 条の 3（準備金方式による特別償却）関係</p>
<p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 9（共通事項）関係            第 55 条（海外投資等損失準備金）関係            第 55 条の 5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係            第 55 条の 6（特定災害防止準備金）関係            第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係            第 57 条の 3（使用済燃料再処理準備金）関係            第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係            第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係            第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係            第 57 条の 7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係            第 57 条の 8（特別修繕準備金）関係            第 57 条の 9（社会・地域貢献準備金）関係            第 57 条の 10（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p>	<p><b>第 2 章 準備金等</b></p> <p>第 55 条～第 57 条の 9（共通事項）関係            第 55 条（海外投資等損失準備金）関係            第 55 条の 5（金属鉱業等鉱害防止準備金）関係            第 55 条の 6（特定災害防止準備金）関係            第 56 条（新幹線鉄道大規模改修準備金）関係            第 57 条の 3（使用済燃料再処理準備金）関係            第 57 条の 4（原子力発電施設解体準備金）関係            第 57 条の 5（保険会社等の異常危険準備金）関係            第 57 条の 6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）関係            第 57 条の 7（関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金）関係            第 57 条の 8（特別修繕準備金）関係            第 57 条の 9（社会・地域貢献準備金）関係            第 57 条の 10（中小企業等の貸倒引当金の特例）関係</p>
<p><b>第 3 章 削 除</b></p>	<p><b>第 3 章 削 除</b></p>
<p><b>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第 58 条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>	<p><b>第 4 章 鉱業所得の課税の特例</b></p> <p>第 58 条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係</p>
<p><b>第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例</b></p> <p>第 60 条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p>	<p><b>第 5 章 沖縄の認定法人の課税の特例</b></p> <p>第 60 条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第6章 協同組合の課税の特例</b></p> <p>第61条（商工組合等の留保所得の特別控除）関係</p> <p><b>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</b></p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p><b>第8章 交際費等の課税の特例</b></p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b></p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p>	<p><b>第6章 協同組合の課税の特例</b></p> <p>第61条（商工組合等の留保所得の特別控除）関係</p> <p><b>第7章 認定農業生産法人等の課税の特例</b></p> <p>第61条の2（農業経営基盤強化準備金）関係</p> <p>第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係</p> <p><b>第8章 交際費等の課税の特例</b></p> <p>第61条の4（交際費等の損金不算入）関係</p> <p>第1款 交際費等の範囲</p> <p>第2款 損金不算入額の計算</p> <p><b>第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率</b></p> <p>第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第5款 適用除外関係 第6款 その他</p> <p><b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第64条～第66条（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲 第2款 補償金の範囲等 第3款 圧縮記帳等の計算 第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他</p>	<p>第5款 適用除外関係 第6款 その他</p> <p><b>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</b></p> <p>第64条～第66条（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲 第2款 補償金の範囲等 第3款 圧縮記帳等の計算 第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5の2（特定の長期所有土地等の所得の特別控除）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 その他</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</p>	<p>第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</p>
<p>第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係</p>	<p>第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係</p>
	<p><u>第 65 条の 15 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</u></p>
<p>第 66 条 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p>	<p>第 66 条 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p>
<p>第 66 条の 2 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p>	<p>第 66 条の 2 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p>
<p>第 1 款 対象資産の範囲等</p>	<p>第 1 款 対象資産の範囲等</p>
<p>第 2 款 その他</p>	<p>第 2 款 その他</p>
<p><b>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b></p>	<p><b>第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例等</b></p>
<p>第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p>	<p>第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p>
<p>第 1 款 特殊の関係</p>	<p>第 1 款 特殊の関係</p>
<p>第 2 款 比較対象取引</p>	<p>第 2 款 比較対象取引</p>
<p>第 3 款 独立企業間価格の算定</p>	<p>第 3 款 独立企業間価格の算定</p>
<p>第 4 款 利益分割法の適用</p>	<p>第 4 款 利益分割法の適用</p>
<p>第 5 款 取引単位営業利益法の適用</p>	<p>第 5 款 取引単位営業利益法の適用</p>
<p>第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p>	<p>第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用</p>
<p>第 7 款 申告調整等</p>	<p>第 7 款 申告調整等</p>
<p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p>	<p>第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p><b>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p> <p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例関係》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《<u>適格合併等の範囲に関する特例</u>》関係</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 合併法人等</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 特定軽課税外国法人</p> <p>第 68 条の 5 《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》関係</p>	<p><b>第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 5 《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》関係</p> <p><b>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</b></p> <p>第 66 条の 6～第 66 条の 9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2～第 66 条の 9 の 5 《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》関係</p> <p><b>第 14 章 その他の特例</b></p> <p>第 66 条の 10 《技術研究組合の所得計算の特例》関係</p> <p>第 66 条の 11 《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係</p> <p>第 67 条 《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係</p> <p>第 67 条の 3 《農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 4 《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係</p> <p>第 67 条の 5 《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例関係》関係</p> <p>第 67 条の 6 《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例》関係</p> <p>第 67 条の 12 《組合事業等による損失がある場合の課税の特例》関係</p> <p>第 68 条 《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係</p> <p>第 68 条の 2 の 3 《<u>適格合併等の範囲に関する特例</u>》関係</p> <p style="padding-left: 2em;">第 1 款 合併法人等</p> <p style="padding-left: 2em;">第 2 款 特定軽課税外国法人</p> <p>第 68 条の 5 《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》関係</p>

二 第 42 条の 4 ((試験研究を行った場合の法人税額の特別控除) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42 の 4 (3) - 2 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>同条第 23 項</u>……………</p> <p>(注) <u>分割又は現物出資の時に、分割法人又は現物出資法人</u>……………</p> <p>42 の 4 (3) - 3 <u>削 除</u></p>	<p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>42 の 4 (3) - 2 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>同条第 22 項</u>……………</p> <p>(注) <u>分割等 (分割、現物出資又は事後設立をいう。)</u> の時に、<u>分割法人等 (分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。)</u> ……………</p> <p style="text-align: center;"><u>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)</u></p> <p>42 の 4 (3) - 3 <u>法人が当該法人を分割法人とする分割型分割を行った場合において、当該法人が法第 75 条の 2 第 1 項に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けているときであっても、措置法令第 27 条の 4 第 14 項の移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法に関する認定を受けるときは、同項に規定する書類の提出については、当該分割型分割の日以後 2 月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>同条第 22 項に規定する売上金額についても、同様とする。</u></p>

三 第 42 条の 5 ~ 第 48 条 ((共通事項) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5 ~ 48 (共) - 1 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………第 42 条の 10 第 1 項、……………</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>42 の 5 ~ 48 (共) - 1 ……………</p> <p style="padding-left: 2em;">……………第 42 条の 10 第 1 項、<u>第 42 条の 11 第 1 項</u>、……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42の5~48(共)-2 .....            .....第42条の10第1項及び.....第68条の14第1項...            .....<u>第68条の24、第68条の26、第68条の27</u>.....</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の5~48(共)-4 .....第42条の10.....<u>適格現物分配</u>...            .....            (注)1 .....            2 .....<u>被現物分配法人</u>.....            .....</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42の5~48(共)-5 .....            .....第42条の9第3項又は第42条の10第4項.....<u>現物</u>  <u>分配法人</u>.....<u>現物分配</u>.....</p>	<p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>42の5~48(共)-2 .....            .....第42条の10第1項、<u>第42条の11第1項</u>、.....第            68条の14第1項、<u>第68条の15第1項</u>.....<u>第68条の23から第68</u>  <u>条の27まで</u>.....</p> <p>(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)</p> <p>42の5~48(共)-4 .....第42条の10、<u>第42条の11</u>.....  <u>適格事後設立</u>.....            (注)1 .....            2 .....<u>被事後設立法人</u>.....            .....</p> <p>(被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額)</p> <p>42の5~48(共)-5 .....            .....第42条の9第3項、<u>第42条の10第4項又は第42条の11第4</u>  <u>項</u>.....<u>事後設立法人</u>.....<u>事後設立</u>.....</p>

四 第42条の7(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係

改 正 後	改 正 前
<p>第42条の7(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p>	<p>第42条の7(事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除)関係</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42 の 7-1 ……………</p> <p>……………<u>事業基盤強化設備等</u>……………<u>120 万円以上</u>であるかどうか又は<u>情報基盤強化設備等</u> (措置法第 42 条の 7 第 1 項に規定する「<u>情報基盤強化設備等</u>」をいう。以下 42 の 7-9 までにおいて同じ。) の取得価額の合計額が <u>70 万円以上</u>であるかどうか……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(圧縮記帳をした<u>事業基盤強化設備等</u>の取得価額)</p> <p>42 の 7-3 ……………</p> <p><u>情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が 70 万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。</u></p> <p>42 の 7-4 <u>削 除</u></p>	<p>(事業年度の中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42 の 7-1 ……………</p> <p>……………<u>事業基盤強化設備</u>……………<u>同項に規定する金額以上</u>であるかどうか……………</p> <p>(注) ……………</p> <p>(圧縮記帳をした<u>事業基盤強化設備</u>の取得価額)</p> <p>42 の 7-3 ……………</p> <p><u>(事業年度の中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用)</u></p> <p>42 の 7-4 <u>法人が各事業年度の中途において措置法第 42 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する大規模法人 (以下「大規模法人」という。) に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得等をして事業の用に供した同号に定める資産については、大規模法人が取得等をしたものとして同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することに留意する。</u></p> <p>(注) <u>大規模法人に係る同条第 1 項に規定する特別償却限度額 (同項第 4 号に係るものに限る。) 又は同条第 2 項に規定する税額控除限度額 (同条第 1 項第 4 号に係るものに限る。) は、当該資産の取得価額の 35%相当額を基礎として計算するのであるが、措置法令第 27 条の 7 第 1 項に定める取得価額基準を満たすかどうかは、当該資産の取得価額により判定することに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>42 の 7-5 ……<u>措置法第 42 条の 7 第 1 項第 2 号から第 5 号まで</u>…… ……</p> <p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p>42 の 7-5 の 2 <u>措置法第 42 条の 7 第 1 項第 5 号に掲げる法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェア（措置法規則第 20 条の 3 第 7 項に規定するソフトウェアに限る。）を取得したと同様の状況にあるものと認められ、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証されたときは、当該費用の額を当該ソフトウェアの取得価額として措置法第 42 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される<u>事業基盤強化設備等</u>)</p> <p>42 の 7-7 ……<u>事業基盤強化設備等</u>……<u>事業基盤強化設備等</u>をいう。以下 <u>42 の 7-8</u>……</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42 の 7-8 …… ……<u>事業基盤強化設備等</u>……<u>当該事業基盤強化設備等</u>…… ……<u>当該事業基盤強化設備等</u>…… (注) ……<u>事業基盤強化設備等</u>……</p>	<p>(主たる事業でない場合の適用)</p> <p>42 の 7-5 ……<u>措置法第 42 条の 7 第 1 項第 2 号から第 4 号まで</u>…… ……</p> <p>(新 設)</p> <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される<u>事業基盤強化設備</u>)</p> <p>42 の 7-7 ……<u>事業基盤強化設備</u>……<u>事業基盤強化設備</u>をいう。以下 <u>42 の 7-9</u>まで……</p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>42 の 7-8 …… ……<u>事業基盤強化設備</u>……<u>当該事業基盤強化設備</u>…… ……<u>当該事業基盤強化設備</u>…… (注) ……<u>事業基盤強化設備</u>……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>附属の装置又はソフトウェアの同時設置の意義</u>)</p> <p>42 の 7-9 <u>措置法規則第 20 条の 3 第 7 項第 1 号ロ又は第 4 号において本体の電子計算機又は同項第 1 号から第 3 号までに掲げる減価償却資産のいずれか (以下 42 の 7-9 において「本体」という。)</u> と同時に設置することを条件として<u>情報基盤強化設備等</u>に該当する旨の定めのある<u>附属の装置又はソフトウェア</u>には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの<u>附属の装置又はソフトウェア</u>が含まれるものとする。</p> <p>(<u>事業基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>42 の 7-10 .....</p> <p>.....<u>事業基盤強化設備等</u>.....<u>当該事業基盤強化設備等</u>.....</p> <p>.....<u>事業基盤強化設備等</u>.....</p> <p>(<u>他の者から支払を受ける金額の範囲</u>)</p> <p>42 の 7-11 .....</p> <p>.....<u>当該中小企業者等</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(<u>教育訓練費の範囲</u>)</p> <p>42 の 7-12 .....</p> <p>.....<u>措置法令第 27 条の 7 第 10 項第 1 号</u>.....</p> <p>(注) .....</p>	<p>(<u>附属機器等の同時設置の意義</u>)</p> <p>42 の 7-9 <u>平成 21 年 3 月 31 日付国土交通省告示第 373 号の別表</u>において<u>本体</u>と同時に設置することを条件として<u>事業基盤強化設備</u>に該当する旨の定めのある<u>附属の機器等</u>には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの<u>附属の機器等</u>が含まれるものとする。</p> <p>(<u>事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算</u>)</p> <p>42 の 7-10 .....</p> <p>.....<u>事業基盤強化設備</u>.....<u>当該事業基盤強化設備</u>.....</p> <p>.....<u>事業基盤強化設備</u>.....</p> <p>(<u>他の者から支払を受ける金額の範囲</u>)</p> <p>42 の 7-11 .....</p> <p>.....<u>当該法人</u>.....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(<u>教育訓練費の範囲</u>)</p> <p>42 の 7-12 .....</p> <p>.....<u>措置法令第 27 条の 7 第 9 項第 1 号</u>.....</p> <p>(注) .....</p>

五 旧第 42 条の 11 (情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 42 条の 11 (情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(事業年度の中途において資本金等の増加があった場合の適用)</u></p> <p><u>42 の 11-1 法人が事業年度の指定期間 (措置法第 42 条の 11 第 1 項に規定する指定期間をいう。以下同じ。) 内の中途において資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人 (以下「資本金等 1 億円以下法人」という。) に該当しないこととなった場合においても、その資本金等 1 億円以下法人に該当していた指定期間内に取得又は製作 (以下「取得等」という。) をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が措置法令第 27 条の 11 第 1 項に規定する 70 万円以上であるときの当該情報基盤強化設備等には、措置法第 42 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>法人が資本金の額又は出資金の額が 10 億円以下の法人に該当していた指定期間内に取得等をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が 3,000 万円以上である場合の当該情報基盤強化設備等についても、同様とする。</u></p> <p><u>(注) 法人が事業年度の指定期間内に取得等をして事業の用に供していた情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が、1 億円以上である場合の当該情報基盤強化設備等については、その情報基盤強化設備等のすべてが対象となる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(ソフトウェアの改良費用)</u></p> <p><u>42 の 11-2 法人が、その有するソフトウェアにつき新たな機能の追加、機能の向上等に該当するプログラムの修正、改良等のための費用を支出した場合において、その付加された機能等の内容からみて、実質的に新たなソフトウェアを</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>取得したことと同様の状況にあるものと認められ、かつ、国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格 15408 に基づき評価及び認証されたときは、当該費用の額をソフトウェアの取得価額として措置法第 42 条の 11 第 1 項又は第 2 項の規定の適用があるものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(附属機器等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>42 の 11-3 措置法規則第 20 条の 5 の 2 第 1 項各号において本体と同時に設置することを条件として情報基盤強化設備等に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p> <p>(廃 止) <u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>42 の 11-4 措置法第 42 条の 11 第 1 項に規定する法人が、その取得等をした情報基盤強化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報基盤強化設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報基盤強化設備等は当該法人の営む事業の用に供したものとして取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 物品賃貸業を営む法人は、貸付けの用に供した情報基盤強化設備等につき措置法第 42 条の 11 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けることができないことに留意する。</u></p> <p>(廃 止) <u>(圧縮記帳をした情報基盤強化設備等の取得価額)</u></p> <p><u>42 の 11-5 情報基盤強化設備等の取得価額の合計額が措置法令第 27 条の 11 第 1 項に規定する 1 億円、3,000 万円又は 70 万円であるかどうかを判定する場合において、その情報基盤強化設備等が法第 42 条から第 49 条までの規定による</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>(情報基盤強化設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>42の11-6 法人が措置法第42条の11第1項(同法第68条の15第1項を含む。)に規定する情報基盤強化設備等を事業の用に供した日を含む事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下42の11-6において「供用年度」という。)後の事業年度において当該情報基盤強化設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度にさかのぼって当該値引きのあった情報基盤強化設備等に係る措置法第42条の11第2項(同法第68条の15第2項を含む。)に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</u></p> <p><u>42の11-7 措置法第42条の11第8項及び第9項に規定する「当該申告に係るその控除を受けるべき金額」の意義については、42の4(3)-4の取扱いを準用する。</u></p>

六 第 42 条の 11 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>第 42 条の 11</u> (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>(控除可能期間の判定)</p> <p><u>42 の 11-1</u> 法人が措置法第 42 条の 11 第 1 項……………</p> <p>(注) ……………</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 42 条の 12</u> (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>(控除可能期間の判定)</p> <p><u>42 の 12-1</u> 法人が措置法第 42 条の 12 第 1 項……………</p> <p>(注) ……………</p>

七 第 43 条 (特定設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(新增設備の範囲)</p> <p>43(2)-1 の 3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………措置法規則第 20 条の 6 第 1 項及び第 3 項第 2 号……………</p> <p>……………</p>	<p>(新增設備の範囲)</p> <p>43(2)-1 の 3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(注) ……………措置法規則第 20 条の 6 第 2 項及び第 4 項第 2 号ロ……………</p> <p>……………</p>

八 第 44 条 (地震防災対策用資産の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>44-1</u> 法人が措置法令第 28 条の 4 第 1 項……………措置法第 44 条第 1 項に規定する地震防災対策用資産 (以下「地震防災対策用資産」……………</p>	<p>(大規模地震対策特別措置法施行令第 4 条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行う法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>44-1</u> 法人が措置法令第 28 条の 4 第 3 項……………措置法第 44 条第 1 項の表の第 1 号の第 3 欄に掲げる減価償却資産 (以下「緊急地震速報受信装置等資</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(地震防災対策用資産を事業の用に供した日の判定)</p> <p>44-2 ……<u>地震防災対策用資産</u>……………<u>当該地震防災対策用資産</u>……………</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>産</u>……………</p> <p>(緊急地震速報受信装置等資産を事業の用に供した日の判定)</p> <p>44-2 ……<u>緊急地震速報受信装置等資産</u>……………<u>当該緊急地震速報受信装置等資産</u>……………</p> <p>(特定建築物の部分の意義)</p> <p>44-3 <u>措置法第 44 条第 1 項の表の第 2 号の第 3 欄に掲げる特定建築物の部分は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 10 条に規定する計画の認定を受けた計画に係る建築物につき、当該計画に基づき同法第 2 条第 2 項に規定する耐震改修のための工事が行われた部分に限られるのであるから、例えば、当該耐震改修のための工事と同時にを行った他の工事に係る部分は、これに該当しない。</u></p>

九 旧第 44 条の 4 (特定電気通信設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 44 条の 4 (特定電気通信設備等の特別償却) 関係</u></p> <p>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</p> <p>44 の 4-1 <u>措置法第 44 条の 4 第 1 項に規定する法人が、その取得し又は製作し若しくは建設した同項に規定する特定電気通信設備等 (以下「特定電気通信設備等」という。) を他の者に貸与した場合において、当該特定電気通信設備等が専ら当該法人の事業の用に供されるものであるときは、当該特定電気通信設備等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。</u></p>

十 旧第 44 条の 6 《資源再生化設備等の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<b>第 44 条の 6 《資源再生化設備等の特別償却》関係</b>
(廃 止)	<p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p> <p><u>44 の 6-1 法人が、その取得等をした措置法第 44 条の 6 第 1 項に規定する資源再生化設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該資源再生化設備等が専ら当該法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている資源再生化設備等は当該法人の営む事業の用に供したものと</u> <u>して取り扱う。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(附属機器等の同時設置の意義)</u></p> <p><u>44 の 6-2 平成 8 年 3 月 31 日付大蔵省告示第 96 号の別表において本体と同時に設置することを条件として特別償却の対象とする旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。</u></p>

十一 第 44 条の 5 《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<b>第 44 条の 5 《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》関係</b>	<b>第 44 条の 7 《新用途米穀加工品等製造設備の特別償却》関係</b>
(事業の用に供したものとされる資産の貸与)	(事業の用に供したものとされる資産の貸与)
<u>44 の 5-1</u> ……………措置法第 44 条の 5 第 1 項……………	<u>44 の 7-1</u> ……………措置法第 44 条の 7 第 1 項……………
(注) ……………	(注) ……………